## 名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(高見二丁目地区)

(名古屋市決定)

## 名古屋都市計画地区計画の決定(名古屋市決定) 都市計画高見二丁目地区計画を次のように決定する。

名 称 高見二丁目地区計画					
位 置		名古屋市千種区高見二丁目の一部			
面積		約4.6ha			
区域の整備・開発及	地区計画の目標	本地区は、都心域と市の東部に広がるなだらかな丘陵地の間の既成市街域に位置している。 近接する地下鉄東山線の池下駅及び今池駅周辺には、商業施設、公益施設が集積するなど活気にあふれ、利便性の高い住宅地である。 そこで、本地区に地区計画を定めることにより、優れた立地を生かした土地利用を図り、周辺環境と調和した緑豊かなゆとりある居住環境の形成を目指すとともに、魅力ある商業施設の誘導により地域の活性化と利便性向上を図る。			
び保全の方針	土地利用に関する 基本方針	地区の特性に応じて区域を2種類に区分し、それぞれ次の方針により誘導し、周辺環境と調和した良好な都市環境の形成を図る。 1 西地区 周辺環境と調和した緑豊かな中高層住宅地の形成を図るとともに、地域の活性化に資する賑わいのある比較的小規模な商業施設の誘導を図る。 2 東地区 周辺環境と調和した緑豊かな中高層住宅地の形成を図るとともに、地域の利便性の向上に資する商業施設の誘導を図る。			
	都市基盤施設及び 地区施設の整備の 方針	<ul> <li>1 安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、交通処理を 円滑に行うため、地区中央の南北道路の幅員を拡幅する。</li> <li>2 安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩行者専用通路を整備する。</li> <li>3 歩行者空間の充実を図るとともに、緑化により地区幹線道路沿いの景観や環境の向上を図るため、緑道を整備する。</li> <li>4 緑化により周辺環境や景観との調和を図るため、区域の境界線沿いに緑地を整備する。</li> <li>5 居住者等の憩いの場となる公園及び広場を適切に配置する。</li> </ul>			
	建築物等の整備の 方針	1 敷地内に地区施設の整備や緑化のための空地を確保するため、建ペい率の最高限度及び壁面の位置の制限を定める。 2 敷地の細分化を防ぐため、地区の特性に応じ敷地面積の最低限度を定める。 3 周辺環境との調和を図るため、高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。			

	その他当該区域の 整備・開発及び保 全に関する方針			敷地面積の10分の 地区幹線道路、市道高身 道には主として高木を 形成を図る。	見町第4	号線、市道高見	見町第 17 号線の沿
再開	再開発等促進区			約4.6ha			
主要な公共施設の配置 及び規模			殳の配置	・地区幹線道路 幅員 16m、延長 約220m (配置は計画図表示の通り)			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		D配置及	・歩行者専用通路2号 ・歩行者専用通路3号 ・歩行者専用通路4号 ・歩行者専用通路4号 ・緑道2号 ・緑道2号 ・緑地2号 ・緑地3号 ・緑地4号 ・緑地4号 ・塚地4号 ・広場3号 ・広場3号 ・広場4号 ・広場4号 ・広場4号 ・広場4号 ・広場4号 ・広場4号	幅幅幅幅幅面面面面面面面面面角員員員員員積積積積積積積積		約 40m 約 150m 約 150m
	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の 名称	西地区		東地区	
			区分の 面積	約1.7ha		約2.9h	a
		理解物の建へ い率の最高限 度					
				250㎡ ただし、公衆便所、巡査派出 所その他これらに類する建築 物で公益上必要なものの敷地 については、この限りでない。		所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	
		壁面の位置の 制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの 距離は、計画図に表示する数値以上でなければならない。			

建築物等の高さの最高限度	建築物等の各部分の高さは、次に掲げるもの以下とする。 1 当該部分から地区計画の区域の境界線(区域の境界線が道路中心線で定められている部分にあっては、当該道路の反対側の境界線をいう。以下同じ)までの水平距離に1.25を乗じて得たものに、15mを加えたもの 2 当該部分から地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに、7.5mを加えたもの
	3 40m
7±554=55 0 T/	
建築物等の形	建築物や工作物の形態又は意匠は、周辺環境と調和したもの
態又は意匠の	とする。色彩は、原則として原色を避け、落ち着いた色調とす
制限	<b>る</b> 。
垣又はさくの 構造の制限	道路に面する垣やさくは生垣又はフェンス等とし、周辺市街地に対し圧迫感や閉塞感を与えないよう配慮し、地区施設(広場3号及び4号を除く)の利用を妨げないものとする。

<sup>「</sup>区域、再開発等促進区の区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

## 理 由

社宅等の建て替えに併せ、合理的かつ健全な土地利用を図り、周辺と調和のとれた緑豊かで良好な都市居住環境等の形成を図る。